

静岡県建築設計等委託料算定基準等の修正について

(建築企画課)

静岡県建築設計等委託料算定基準（以下、基準という）について、以下の内容のとおり修正する。

1 標準業務に係る業務人・時間数の算定式の見直し（基準）

- ・技師C単価の建築士等の資格・業務経験等による区分を修正する。
- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、算定式を修正する。
- ・別表3-1から戸建住宅を削除する。

2 難易度係数の見直し（基準）

- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、難易度係数を修正する。

3 新築工事及び工事監理における複合化建築物の算定方法の追加（基準）

- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、複合化係数を追加する。

4 新築工事における追加業務に係る業務人・時間数の算定式の見直し（基準）

- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、算定式の係数を0.2から0.25へ修正する。

5 図面1枚毎の所要工数の算定の見直し（基準）

- ・建築及び設備改修工事及び解体工事分の設計に係る図面1枚毎の所要工数を以下のとおり修正する。

(建築改修工事、解体工事)

$$\text{所要工数} = \underline{13.567} \times (\text{複雑度})$$

(設備改修工事)

$$\text{所要工数} = \underline{10.233} \times (\text{複雑度})$$

6 改修工事及び解体工事における追加業務に係る業務人・時間数の算定の見直し（基準）

- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、算定式の係数を修正する。

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = \underline{(\text{実施設計に係る業務人・時間数})} \times 0.21$$

7 工事監理における追加業務に係る業務人・時間数の算定の見直し（基準）

- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、算定式の係数を修正する。

$$(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = \frac{(\text{工事監理業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \times 0.02}{}$$

8 別表の見直し（基準）

- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、別表3-1を修正する。
- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、別表4を修正する。
- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、別表6を修正する。
- ・告示第8号の規定の考え方にに基づき、別表7-1、7-2を修正する。

9 追加業務の内容の見直し（基準）

- ・「省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務」を「標準入力法による省エネルギー適合性判定及び申請手続き業務（非住宅）」へ変更する。
- ・「建築物省エネルギー消費性能適合性判定に関する申請手続き業務（住宅）」を追加する。